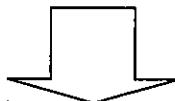


前回の本専門調査会において提案された資料に対する意見

厚生労働省社会・援護局
総務課災害救助・救援対策室

1. 前回の本専門調査会において提案された資料5について

第4回「首都直下地震避難対策等専門調査会」の資料5「避難者に関する既存施策の主な課題及び今後の施策の方向性(素案)」において、当省で所管している災害救助法に関連する提案が次のとおりあった。



(1) 経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れについて（資料5の14頁）

応急住宅需要の低減策として、「応急修理等による従前住宅への復帰」が提案されているが、課題として、「経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れ」が指摘されている。

(4) 2階建て応急仮設住宅の建設について（資料5の21頁）

建設用地不足に対する解決の方向性として、「2階建て応急仮設住宅の建設」が提案されている。

(2) 個人所有地への応急仮設住宅の建設について（資料5の21頁）

建設用地不足に対する解決の方向性として、「全壊した個人の住宅跡地等に当該被災者のための応急仮設住宅を建設する。」が提案されている。

(5) 応急仮設住宅資材の備蓄の促進（資料5の22頁）

応急仮設住宅の供給量不足に対する解決の方向性として、「備蓄の促進」が提案されている。

(3) 応急仮設住宅一戸あたり住宅面積の見直しについて（資料5の21頁）

建設用地不足に対する解決の方向性として、「1戸あたり住宅面積の見直し」が提案されている。

2. 当省において所管している災害救助法について

(1) 災害救助法の目的

災害救助法は、災害に際して、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助については、一定の規模以上の災害が発生した場合に、都道府県知事が適用を決定し、実施されるものである。

災害救助法

第2条 この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これをを行う。

【参考】災害救助法の適用基準

①災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家が滅失した場合等

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

②多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

(3) 応急対策としての災害救助法

災害救助法に基づく救助については、災害時における応急的、一時的な救助であって、災害前の予防対策、災害後の復旧・復興対策とは性格を異にしている。

3. 資料5で提案された事項について

資料5で提案された事項については、次のとおり現実的に施策を運用する上で、様々な諸問題が考えられるので、慎重な検討をお願いしたい。

(1) 経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れについて（資料5の14頁）

応急住宅需要の低減策として、「応急修理等による従前住宅への復帰」が提案されているが、課題として、「経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れ」が指摘されている。

・災害救助法の応急修理は、あくまでも「応急的」な修理であり、本格的な補修ではなく、修理箇所も日常生活上必要不可欠な基礎的な部分に限定されているものである。

・しかしながら、新潟県中越地震以降、被災者の生活再建を円滑に進めるため、所得要件の緩和や指定業者による手続きの簡素化を図ることにより、実質的に、応急修理と併せて住宅再建のための本格的補修が実施されているところである。

・このように、本格的補修も併せて実施することによる経済的な負担について、どのように支援していくかについては、被災者生活再建支援法等の被災者の生活再建への支援対策全体の中で検討されるべきものと考えている。

【参考】応急修理の一般基準（基準告示抜粋）平成18年8月11日最終改正
第7条 法第23条第1項第6号の災害にかかった住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

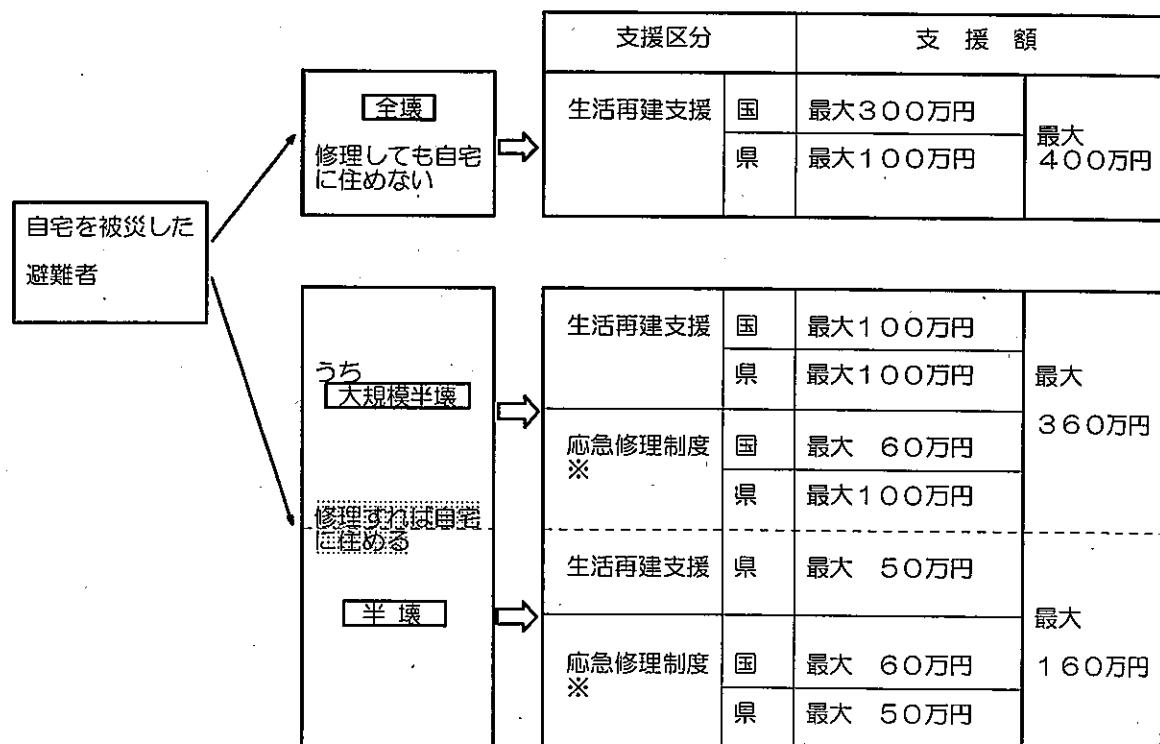
- 1 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とすること。
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。

(注) 自らの資力では応急修理をすることができない者の所得等の要件については、被災者生活再建支援法に準拠して運用されている。

具体的には、以下のいずれかに該当する場合である。

- ①年収の合計が500万円以下の世帯
- ②年収の合計が500万円を超え700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③年収の合計が700万円を超え800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

【参考】新潟県中越地震における住宅支援



※災害救助法により市町村が業者に委託して実施する応急修理（県が上乗せして支援）
なお、国の60万円については、通常の一般基準単価に上乗せ（特別基準）をしていく。

(2)個人所有地への応急仮設住宅の建設について(資料5の21頁)

建設用地不足に対する解決の方向性として、「全壊した個人の住宅跡地等に当該被災者のための応急仮設住宅を建設する。」が提案されている。

・全壊した個人の住宅跡地に応急仮設住宅を建設した場合、当該被災者の自宅再建への障害になることや自宅敷地等を所有する特定の被災者への優遇となり、被災者間の公平を欠くことにならないなどの問題がある。

・また、大量の応急仮設住宅を整備する必要がある場合に、個別的な対応は、建設業者も不足している中、効率に問題がある。

・なお、新潟県中越地震においては、避難者の自宅の修理・再建が済むまでの間、自宅敷地内の空き地にユニットハウスやテントを分散型「避難所」として設置を可能としたところであるが、応急仮設住宅について認める運用は行っていない。

(3)応急仮設住宅一戸あたり住宅面積の見直しについて(資料5の21頁)

建設用地不足に対する解決の方向性として、「1戸あたり住宅面積の見直し」が提案されている。

・応急仮設住宅の一戸あたりの面積は、 29.7m^2 を「標準」としているため、現在でも、通常、単身者用は 19.8m^2 、大家族用は 39.6m^2 と世帯規模に合わせて柔軟な運用がされているところである。

・ただし、応急仮設住宅は2年間の供与期間となり、さらに首都直下地震のような著しく異常かつ激甚な非常災害の場合には、「特定非常災害」として期間延長がされるので、1人あたりの居住スペースについては、被災者の居住環境についても十分配慮する必要がある。

・また、風呂についても、供与期間を考慮すると各戸に配置することが必要であると考える。

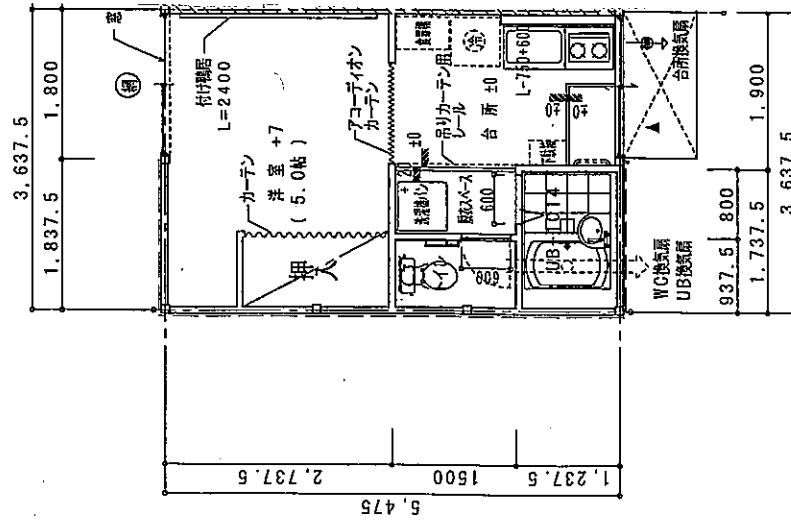
(参考)応急仮設住宅の一般基準(基準告示抜粋)平成18年8月11日最終改正

1戸当たりの規模は、 29.7m^2 を標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,342,000円以内とすること。

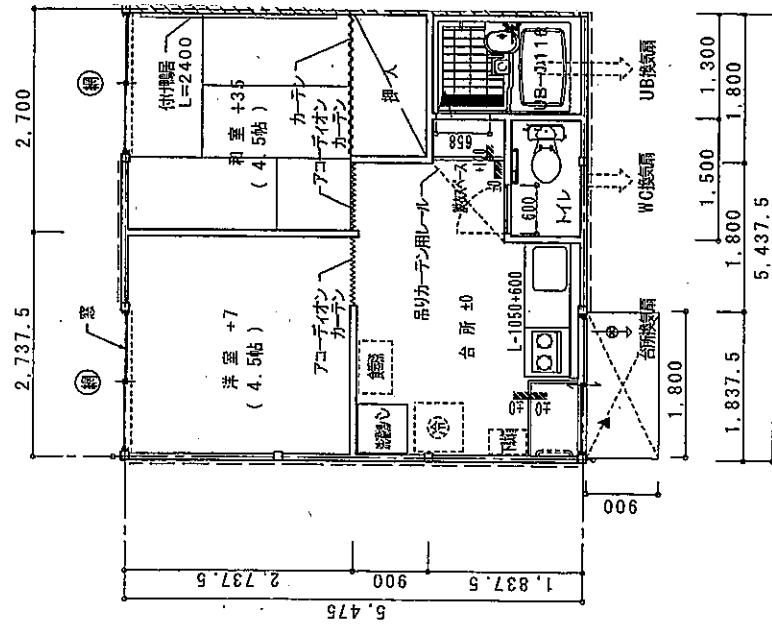
※特定非常災害=特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき指定される。

応急仮設住宅の標準的な間取りについて

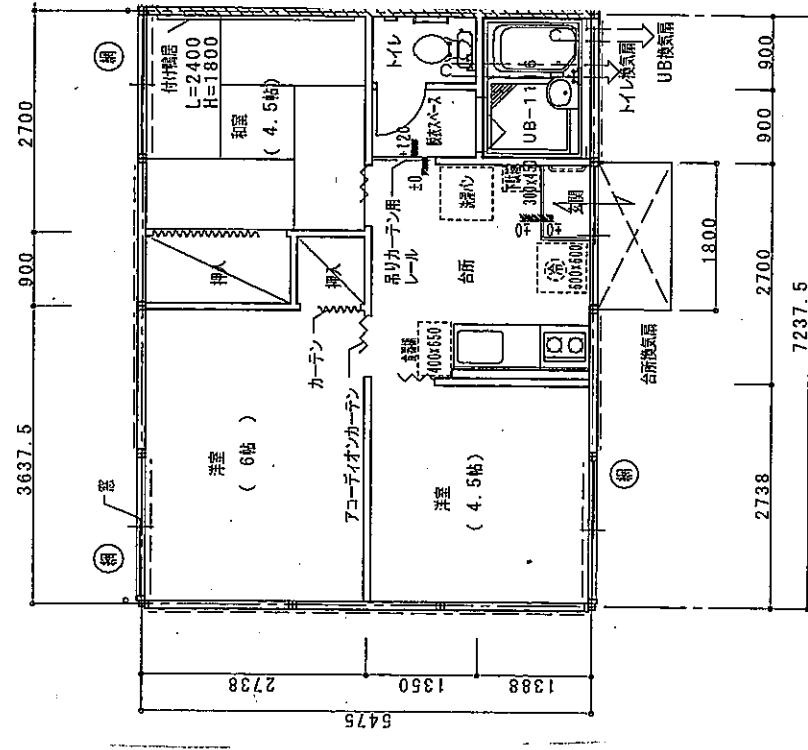
1. 単身者用
(1DK=6坪)



2. 小家族用
(2DK=9坪)



3. 大家族用
(3DK=12坪)



※ (社) プレハブ建築協会発行「災害対策業務関連資料集」より引用

(4) 2階建て応急仮設住宅の建設について
(資料5の21頁)

建設用地不足に対する解決の方向性として、「2階建て応急仮設住宅の建設」が提案されている。

・2階建て応急仮設住宅については、平屋建てに比べると、工期が長くなることや、2階利用者の生活音が1階に響くといったことなどの問題がある。

・平屋建てでは想定していない資材(例えば階段など)について供給が可能であるのかについて検証が必要である。

・現在の応急仮設住宅の供給体制は、平屋建てによる建設を想定しているものであり、2階建ての建設を視野に入れるならば供給体制の見直しの検討が必要である。

(5) 応急仮設住宅資材の備蓄の促進(資料5の22頁)

応急仮設住宅の供給量不足に対する解決の方向性として、「備蓄の促進」が提案されている。

・大量の資材の備蓄には、大規模な保管場所の確保や維持管理にかかる多大な費用が発生するが、大規模地震の発生が確実に予知できない中で、このような予防対策について、コストをどこまでかけることができるか、十分な検討が必要である。

・備蓄によって、保管期間も長くなり、資材も老朽化することも考えられる。